

互助組合(退職組合員)事業一覧表

互助組合では、現職組合員を対象とする事業の他に、退職組合員を対象とする事業として、退職医療制度を実施しています。退職医療制度の事業については、次のとおりですので、退職の際に加入の上、活用いただきますようお願いいたします。

《退職医療制度》

互助組合員であった方が、退職時に任意で加入できる終身組合員制度で、退職後の医療費の自己負担額を軽減する医療給付を中心とした給付事業や、福祉事業を実施し、退職後の生きがいのある豊かな生活を実現していこうとするものです。

この制度には、退職時の満年齢が 45 歳以上の方が加入できます。

| 事業名 | 事由 | 内容 |
|------|----------|---|
| 給付事業 | 療養補助金 | 組合員が保険医療機関に受診したとき 保険適用分の総医療費の 2 割 ※ 医療機関ごとに月最高限度額 63,600 円まで ※ 70 歳に達する会計年度末まで給付 ※ 公費負担医療制度により、自己負担額が総医療費の 2 割未満の場合は、自己負担額を限度として給付 [請求払] |
| | 死亡弔慰金 | 組合員が死亡したとき 加入期間 (10 区分) に応じて 20,000 円～ 200,000 円 |
| | 慶 祝 金 | 組合員が 70 歳以上の長寿年齢に達したとき ・70 歳 (古希) ・77 歳 (喜寿) ・80 歳 (傘寿) ・88 歳 (米寿) 各 10,000 円 ・90 歳 (卒寿) ・99 歳 (白寿) |
| | 脱退一時金 | 組合員がやむを得ない理由で脱退したとき 加入時の基準掛金額の 1 / 2 を限度として 20,000 円～ 200,000 円 |
| 福祉事業 | 1 日人間ドック | 県内 18 受診機関 1 人 12,000 円を補助 |
| | 健 康 記 念 | 70 歳の年度末までに療養補助金を受給していない者 30,000 円 |
| | 入 院 助 成 | 引き続き 7 日以上入院治療したとき 1 会計年度最高 60 日間まで 1 日 1,000 円 |
| | 普 及 事 業 | 広報紙「互助だより」 全組合員に配付 |